

介護員養成研修（初任者研修）実施要領（学則）

1. 開講目的

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した質の高い介護を提供するため、必要な知識、技能を有する介護員の養成を図る。

2. 研修事業者

事 業 者 名：学校法人 大阪滋慶学園

主たる事業所の所在地：大阪府大阪市淀川区宮原 1-2-43

連絡先電話番号：06-6150-1301

研修の事務を行う県内事業所の名称及び所在地

：美作市スポーツ医療看護専門学校

：岡山県美作市古町 1701 番地

担当部署（担当者）：事務部（小山 和也）

連絡先電話番号：0868-73-0003

研修者情報公開 URL：<https://www.msmn.ac.jp/>

3. 研修の名称、通学制又は通信制の別

介護職員初任者研修 通信制

4. 受講資格及び受講定員

[受講資格]

福祉・介護分野への就業を希望している者、または介護の知識・技術を学び地域等で活用を希望する者で、16歳以上の心身ともに健康な者とする。

[受講定員]

25名

5. 開講時期及び研修期間

令和3年10月2日から令和4年1月29日まで

受講者1人当たり研修総期間130時間：17日間

6. 実施場所

(1) 講義（通信制は面接指導の実施場所）

美作市スポーツ医療看護専門学校 普通教室 (F-1, F-2)

(所在地：岡山県美作市古町 1701 番地)

(2) 演習

美作市スポーツ医療看護専門学校 介護実習室、入浴実習室

(所在地：岡山県美作市古町 1701 番地)

(3) 実習（実習先の施設等の名称及び所在地）

施設実習は実施しない

7 研修カリキュラム

介護員養成研修（初任者研修課程）を実施する。

(1) 研修カリキュラム

「岡山県介護員養成研修事業者指定等に関する要綱」に規定する介護員養成研修のカリキュラムに基づき行う。

(2) テキスト

中央法規出版株式会社発行の介護職員初任者研修テキスト1・2を使用するとともに、必要な補助教材を使用する。

(3) 講師

別紙のとおり

(4) 日程

別紙のとおり

(5) 添削指導及び面接指導の指導方法（通信制のみ）

[学習指導] 通信学習課題を自宅学習にて行う。通信学習課題（3課題）は、期限を設け通学時に提出する。

[添削指導] 通信学習課題の合格基準は、各課題について6割以上の正答とし、合格基準に満たない場合は再提出とする。なお、再提出は2回ま

でとする。

[面接指導] 添削指導により通信学習課題の取組み・理解状況を確認する。理解が不十分であると認められる場合は、講師による面接指導を実施する。

8. 受講手続き等（募集要領等）

- (1) 受講生募集は、ホームページ、案内チラシ、地域放送等で実施する。
- (2) 受講申込手続は、以下の通りとする。
 - ① 指定の申込用紙に必要事項を記入し、郵送・FAX、または持参等により申込む。申込みが定員を超過した場合は、書類選考、または抽選により受講者を決定する。
 - ② 受講決定を通知し、受講料を納付した時点で申込み手続きは完了とする。
- (3) 募集締切日までに受講申込みが定員の8割に達しなかった場合は、当該研修を開講しないことがある。その場合は、申込者に通知の上、既納の受講料は全額返金する。

9. 募集期間

岡山県知事より研修指定を受けた日から、令和3年9月20日までとする。

10. 受講料、実習費等（テキスト代、補助教材費含）

受講料：80,000円（税込）

11. 欠席者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用の取扱い

同時期に開催している他講座での振替、または個別対応により補講を行う。但し、補講の方法については、事業者が指定するものとする。（他講座への振替補講については、振替が可能な講座がある場合に限る）

また、補講が可能な上限は、公共交通機関の遅延・運休等による場合（自宅の最寄駅から研修会場までの交通機関が遅延した証明を提出すること）を除き、合計で8時間以内とする。欠席時間数が8時間を超えた場合は、受講中止処分とする。（欠席時数等の超過により、受講中止処分となった場合は、既納の受講料は返還しない）

[個別補講を受講する場合] 1時間につき2,000円（税込）を徴収する。

[他講座への振替補講費用] 1時間につき1,000円（税込）を徴収する。

12. 研修修了の認定方法

通信学習課題、受講レポート課題、演習・実技評価（こころとからだのしくみと生活支援技術の該当科目）のすべてに合格認定を受けた者は、修了評価試験を受験することができる。（合格基準に満たない場合は、補習課題・補講等による合格認定を受けること）

修了認定は、修了評価試験（筆記試験）により行い、60点以上の者を合格とする。なお、不合格の場合は、個別面談の上で必要に応じて補習課題等を課し、補習課題提出後に改めて再修了評価試験（筆記試験）を実施する。また、受講者の希望により、補講を実施することがある（補講料：1回6,000円/税込）。

再修了評価試験の再試験料は3,000円/1回（税込）とし、再修了評価試験は、2回まで受験することができる。

13. 修了証明書等の交付

学校法人大阪滋慶学園の理事長は、研修修了者に対して、介護保険法施行令第3条第1項に基づき、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

また、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、性別、生年月日、住所等を記載した名簿を作成・管理し、その名簿を岡山県知事に報告する。